

石川県公報

令和 7 年 3 月 11 日
第 1 3 7 8 9 号 (火曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1
○県道の供用の開始	(同)	1
公 告		
○委託業務に係る企画提案書の募集公告	(デジタル推進監室)	2
○入札公告	(労働企画課)	3
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	5
○基本測量実施公告	(監 理 課)	14
○公共測量実施公告	(同)	14
○公共測量実施公告	(同)	15
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告	(都市計画課)	15
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(同)	15
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同)	15
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課)	15
○県営土地改良事業に係る換地処分公告	(同)	16
○入札公告	(教育委員会事務局)	16
選挙管理委員会		
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数		18
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数		18
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数		18
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数		18
内水面漁場管理委員会		
○共同漁業権漁場の令和 7 年度目標増殖量		19
○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正		20

告 示

石川県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。なお、その関係図面は、令和 7 年 3 月 11 日から同月 25 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延 長(m)	
高屋出田線	珠洲市若山町出田五参部33番 2 地先から 珠洲市若山町出田五参部35番 1 地先まで	旧	5.81～8.71	62.4	珠 洲 土 木 事 務 所 維持管理課
	珠洲市若山町出田五参部33番 2 地先から 珠洲市若山町出田五参部35番 1 地先まで	新	6.67～14.27	62.4	

石川県告示第69号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、告示する。なお、その関係図面は、令和 7 年 3 月 11 日から同月 25 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
-------	---------------	---------	-----------

高屋出田線

珠洲市若山町出田五参部33番2地先から
珠洲市若山町出田五参部35番1地先まで

令和 7 年 3 月 11 日

珠洲土木事務所
維持管理課

公 告

委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

1 業務概要

(1) 業務名

ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託

(2) 業務内容

ア ガバメントクラウドに構築される各標準準拠システム提供事業者領域と本県ネットワークを接続するためのネットワークの設計・構築、アカウント管理、コスト管理、継続的な改善業務及び障害・メンテナンス対応を行うこと。なお、L G W A N ガバメントクラウド接続サービス（以下、L G C S と言う。）を用いて接続すること。

イ ガバメントクラウドを運用する際の技術的助言、補助等の業務を行うこと。

ウ 各標準準拠システム提供事業者、デジタル庁及びクラウドサービスプロバイダー（以下、C S P と言う。）とネットワーク接続環境構築のために必要な連絡等の支援業務を行うこと。

エ 上記業務に付随する業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 本プロポーザルに係る書面審査の実施日において、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 6 年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る企画提案書の審査実施日までのいずれの日においても石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(6) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。特に、A W S 環境に構築される各標準準拠システム提供事業者領域と本県ネットワークを接続するためのネットワークとして L G W A N および L G C S を用いるため、L G W A N および L G C S に関するノウハウを有する者であること。

3 本プロポーザルの手続きに関する事項

(1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する期間

令和 7 年 3 月 11 日（火）から同年 3 月 26 日（水）まで

イ 配布方法

石川県ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

令和 7 年 3 月 11 日 (火) から同年 3 月 25 日 (火) 午後 5 時までの間に石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課ネットワーク管理グループ (j-nwg@pref.ishikawa.lg.jp) に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

電子メールにより回答する。

4 参加の申込み及び企画提案書の提出に関する事項

(1) 参加申込書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書及び企画提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 26 日 (水) 午後 5 時

(3) 提出方法

電子メール (提出期限内必着とする。) により提出すること。

(4) 提出先メールアドレス

j-nwg@pref.ishikawa.lg.jp

5 その他

(1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。

(2) 受託候補者の選定に当たっては、ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書の内容を審査し、最も優れた提案をした者を選定する。

(3) 本公募公告内容に係る予算案は、令和 7 年石川県議会 2 月定例会において、審議され、公告に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。予め御承知願います。

なお、石川県議会で公告に係る予算が否決された場合は、公告の一切を無効とする。

6 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1321

電子メール j-nwg@pref.ishikawa.lg.jp

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川障害者職業能力開発校給食業務

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等 (平成 9 年石川県告示第 581 号) に基づき、令和 6 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和 7 年 3 月 17 日（月）までに 5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和 7 年 3 月 21 日（金）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8836 野々市市末松 2 丁目 245 番地

石川障害者職業能力開発校 庶務課 電話番号 076-248-2235

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 2 時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 2 時 石川障害者職業能力開発校 会議室 2

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 110 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ A 街区

金沢市無量寺町四丁目56番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(都市計画課)

(4) その他の事項

- ・小売業者の入店に伴い、建築物等の形態又は意匠の変更を行う場合、都市計画法第58条の2の規定に基づく地区計画区域内における行為の届出が必要になる場合がありますので、都市計画課との事前協議をお願いします。(地区計画：無量寺第二地区)

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ B 街区

金沢市無量寺町四丁目61番地 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ C 街区

金沢市無量寺町四丁目 80 番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(都市計画課)

(4) その他の事項

- ・小売業者の入店に伴い、建築物等の形態又は意匠の変更を行う場合、都市計画法第 58 条の 2 の規定に基づく地区計画区域内における行為の届出が必要になる場合がありますので、都市計画課との事前協議をお願いします。(地区計画：無量寺第二地区)

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ D 街区

金沢市無量寺町四丁目 91 番地 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ E 街区

金沢市無量寺町四丁目 102 番地 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ F 街区

金沢市無量寺町四丁目 112 番地 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ G 街区

金沢市無量寺町四丁目 118 番地 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ金沢店

金沢市中村町 10 番 20 号

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスパ白山 A 棟

白山市倉光 5 丁目 14 番 外 41 筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテラパーク金沢店

金沢市西泉四丁目 15-1 外

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 9 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ小松

小松市園町ハ23番地 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 19 日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

- ・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音防止意識の徹底に留意すること。
- ・当該地域における騒音規制法、振動規制法は以下のとおり指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること（詳細は下記 URL の「騒音規制のしおり」「振動規制のしおり」参照。URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>）。
- ・また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること

【参考】

騒音規制法：第 3 種区域

振動規制法：第 2 種区域（A）

(3) 廃棄物に係る事項等

- ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること（様式は市ホームページに掲載）
- ・また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること

(4) その他の事項

- ・小松市景観条例に基づく景観計画区域に該当するため、当該建築物の建築面積が1,000㎡を超える場合、事前に届出が必要となります
- ・建築物等については、この景観形成基準を遵守するとともに、大規模な建築物であることから、周辺の景観等との調和についても配慮すること
- ・また、屋外広告物を表示しようとする場合は、県条例に基づき許可申請の手続きが必要となります
- ・建築物等の建築又は建築の用に供する土地区画形質の変更を行う場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要があります

・建築物内の用途や面積の変更を行う時は、建築基準法の用途変更の届け出が必要になりますので、建築士等に確認を行ってください

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ 金沢鞍月店

金沢市無量寺四丁目 121 番地 1 外 38 筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 19 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェアモール松任

白山市幸明町 304 番地 1 外 113 筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 7 月 19 日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

CoCoTTō KANAZAWA

金沢市堅町 45 番地 2 他

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地

公告日 令和 6 年 9 月 10 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(景観政策課)

(4) その他の事項

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・屋外広告物又は特定屋内広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

CoCoTTo KANAZAWA

金沢市堅町45番地 2 他

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 9 月 10 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン野々市

野々市市白山町205番 1 外

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 6 年 9 月 10 日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コンフォモール内灘
河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 1 番地、千鳥台 5 丁目 1 番地
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 6 年 9 月 10 日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 内灘町
意見の概要 特になし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラスパ白山 A 棟
白山市倉光 5 丁目 14 番 外 41 筆
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 6 年 9 月 24 日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 白山市
意見の概要 特になし
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コンフォモール内灘
河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 1 番地
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の所在地
公告日 令和 6 年 9 月 10 日
- 3 市町の意見の概要
市町名 内灘町
意見の概要 特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間

令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーセンタートライアル野々市店
野々市市三日市 2 丁目 52
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和 6 年 10 月 15 日
- 3 市町の意見の概要
市町名 野々市市
意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (3) 廃棄物に係る事項等
意見なし
 - (4) その他の事項
・揚水設備に係る許可設置者の地位を承継した場合は、井戸設置(使用)者変更許可申請書を提出してください。
(野々市市地下水採取の規制に関する条例第 8 条)
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 3 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

基本測量実施公告

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報)修正)	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	石川県全域

公共測量実施公告

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、農林水産省北陸農政局土地改良技術事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基準点測量)	令和 7 年 2 月 27 日から 同年 8 月 20 日まで	鳳珠郡穴水町曾福、根木、鹿波、曾良、 沖波、太田川、竹太

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 （ 基 準 点 測 量、 水 準 測 量、 数 値 地 形 図 デ ー タ 作 成 ）	令和 7 年 2 月 19 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	鳳珠郡穴水町字下唐川地内、鳳珠郡穴水町字宇留地地内、輪島市門前町平地内、輪島市門前町北川ほか 4 地内、輪島市町野町金蔵地内、鳳珠郡能登町字柳田地内、鳳珠郡能登町字大箱地内

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

- 土地区画整理事業の名称
白山市旭工業団地北部地区土地区画整理事業
- 事務所の所在地
白山市倉光二丁目 1 番地
- 施行認可の年月日
令和 4 年 4 月 18 日
- 変更認可の年月日
令和 7 年 3 月 4 日

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画地区計画 （長池地区）	石川県土木部都市計画課及び野々市市建設部都市整備課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県知事 馳 浩

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び野々市市建設部都市整備課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和7年3月12日から同年4月10日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年3月11日

石川県知事 馳 浩

事 業 名	地 区 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	二宮地区	県営土地改良事業計画書の写し	中能登町農林課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和7年3月11日

石川県知事 馳 浩

事 業 名	地区（工区）名	換地処分年月日
県 営 ほ 場 整 備 事 業 (耕 作 放 棄 地 防 止 型)	那 谷 地 区	令和7年2月26日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年3月11日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度石川県立錦城特別支援学校給食業務

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加者資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 県内に事業所を設置（設置予定を含む。）していること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることを証明する書類を添えて令和 7 年 3 月 21 日（金）までに 5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和 7 年 3 月 25 日（火）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒922-0563 加賀市豊町イ120番地 1

石川県立錦城特別支援学校 事務室 電話番号 0761-73-3101

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 10 時 30 分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 11 時 石川県立錦城特別支援学校 図書室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は入札説明書による。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和7年3月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,468人

石川県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和7年3月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215,420人

石川県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和7年3月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	124,012人
七 尾 市 選 挙 区	13,507人
小 松 市 選 挙 区	28,923人
輪 島 市 選 挙 区	6,394人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	9,907人
加 賀 市 選 挙 区	17,530人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,198人
か ほ く 市 選 挙 区	9,964人
白 山 市 選 挙 区	30,927人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,069人
野 々 市 市 選 挙 区	14,832人
河 北 郡 選 挙 区	17,561人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,246人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,719人

石川県選挙管理委員会告示第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者

の総数の 3 分の 1 (その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) の数 (県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数) は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 11 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215, 420 人

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

令和 5 年 1 月 1 日付けで公示のあった漁業の免許に掲げる共同漁業権漁場の令和 7 年度目標増殖量を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											
	増 殖 手 法											
	放 流											あ ゆ 産卵床
	あ ゆ kg	こ い kg	ふ な kg	い わ な kg	や ま め kg	や ま め (さくら ます) kg	う な ぎ kg	わ か さ ぎ 万粒	ぬ ま ち ち ぶ kg	て な が え び kg	か じ か 尾	
内 共 第 1 号 (大 聖 寺 川)	400			60		48	10					3,000
内 共 第 2 号 (柴 山 潟)		50	110				20					
内 共 第 3 号 (動 橋 川)	350	5	5	21		21	20		10	10	2,500	
内 共 第 4 号 (大 杉 谷 川)	80			40	40							
内 共 第 5 号 (手取川・大日川)	1,114			42		84						
内 共 第 6 号 (直 海 谷 川)				68	57							
内 共 第 7 号 (瀬 波 川)				72	15							
内 共 第 8 号 (尾 添 川)				57	8							
内 共 第 9 号 (御 坊 谷 川)				7	4							
内 共 第 10 号 (手 取 川)	486					60						5,000
内 共 第 11 号 (大 日 川)				67	12							
内 共 第 12 号 (下 田 原 川)				110	50							
内 共 第 13 号 (赤 谷 川)				0	0							

内 共 第 14 号 (手 取 川)				600	100							
内 共 第 15 号 (大 嵐 谷 川)				16								
内 共 第 16 号 (小 嵐 谷 川)				16								
内 共 第 17 号 (犀 川)	800			15		45					6,000	2,000
内 共 第 18 号 (浅 野 川)	750			9		21					6,000	
内 共 第 19 号 (森 下 川)	100					9						
内 共 第 20 号 (大 海 川)	200			50		20						
内 共 第 21 号 (邑 知 潟)			160									
内 共 第 22 号 (赤 浦 潟)		0						0				
内 共 第 23 号 (町 野 川)	80										2,000	
計	4,360	55	275	1,250	286	308	50	0	10	10	16,500	10,000

注 1 こい及びふなについては、1 尾当たりの重量を 2 g 以上とする。

2 いわな、やまめ及びやまめ（さくらます）については、1 尾当たりの重量を 3 g 以上とする。

3 あゆについては、1 尾当たりの重量を 3.5 g 以上とする。

4 めまちちぶについては、1 尾当たりの重量を 5 g 以上とする。

5 てながえびについては、1 尾当たりの重量を 4 g 以上とする。

6 かじかについては、1 尾当たりの重量を 0.3 g 以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止（令和 3 年石川県内水面漁場管理委員会指示第 2 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和 7 年 3 月 11 日

石川県内水面漁場管理委員会

2 中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。